

2015年10月12日 代議委員会報告

今回の理事会の運営方針に対する理事・代議員の発言をまとめました。会長、常務理事、常任理事の発言、委員会報告などは、ニュースレターなどご参照ください。

### 議案漏えいの報告を受けて

#### A 理事より

「部外秘」扱いをだれが決めたのか？ どういう規則のもとにそれを行ったのか？  
理事はメンバーに選ばれているので、それをメンバーに知らせていくとは秘密の漏えいといえないのではないかと？

#### B 代議員より、

弁護士に相談したところ、部外秘とする法的根拠はない。いったい誰が部外秘と定めたのか、それが明記されていないときに、こういったかたちで部外秘が定められると論議が封じられるし、代議員がこれを見ることは問題はない。インターネットという一般の人が見られるところにアップしたことだけを問題にしておられるのですよね。

### 「公認心理師法の成立を踏まえた当会の運営方針」

当会がこれまでに培ってきた社会的な信頼と実績に基づき、より一層社会の負託に応え、社会的使命を果たす心理専門職の職能団体となるべく、時機に応じて当会定款を変更し、公認心理師を含む心理専門職の職能団体となる方向を目指す。

これに続いて奥村専務理事から以下のとおり3点の根拠が提示された。

- ①臨床心理士は心理臨床職の国家資格化をめざして出発した歴史がある。だから、資格成立したら、職能団体の主体となる。
- ②公認心理師の、1、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること、2、心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行うこと、3、心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、4、心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うことという業務は、これまで臨床心理士が携わってきた業務に他ならない。
- ③法の施行に際し、臨床心理士会のこれまでの実績に基づく専門性を維持し、関係方面との間で築いてきた関係性を今後も継続的に維持発展させたい

○ 代議員が読み上げた代議員有志 7 名による「公認心理師法の成立を踏まえた当会の運営方針」についてのお願いの3点（添付文書参照）

① 公認心理師の職能団体の運営に関しては、公認心理師法成立を推進してきた三団体との調整を行い、準備協議会を設立し、協議を経た上で進めてください。

② 臨床心理士資格を今後どのようにしていくかについて、日本臨床心理士資格認定協会・日本臨床心理士養成大学院協議会・日本心理臨床学会・当会の四団体で十分な協議を行い、会員に将来のビジョンを示してください。

③ 当会の運営方針の執行にあたり、定款変更が提案される場合には、その内容・目的・変更時期等をあらかじめ会員に周知し、会員からの十分な意見収集を行い、代議員会で時間をかけた審議を経た上で採決をしてください。

### C 代議員より

① 定款変更の方針を報告していただいたが、この報告をもって、代議員がみとめたように見なされては困る。定款変更に関しては代議員の意向をしっかりと反映してほしい。

② 例えば看護師と保健師はともに同じ国家資格なので同じ職能団体ということもできるかもしれないが、公認心理師と臨床心理士は、一方は国家資格、もう一方は民間資格。認定の主体が異なるのに、同じ職能団体になれるのか？

③ 理事会の方針の根拠として奥村専務理事の私見を披露頂いたと思うが、公認心理師と臨床心理士が同じ職務に携わると思えない。公認心理師法案はその職務に、心理査定も心理面接も入っていない。

④ この会はこれまで会員の会費で成長してきた会。いろいろな意見を持つ会員の声をきいてほしい。

### B 代議員より

内容でなくて、議事進行に関する意見

定款変更を議題に出すのなら、最初から代議員審議にすべきです。今日の報告は、活動方針であって、執行部は定款変更ではないと考えておられるのですね。にもかかわらず、実質的に定款変更のような議事に関して、理事会が活動方針として出すことは、明白に定款変更にあたってしまうので、定款に違反しており、違法あるいはきわめて不当にあたる。この点は、弁護士にも確認している。

定款変更適切な時機に、あらためて、内容を明確にして、代議員会に提案するべきなのではないでしょうか。

また、定款変更ではないのだとしたら、その活動方針に基づいて活動した場合には、結果的に定款違反になってしまう。たとえば、県士会に対して、日本臨床心理士会が

名称変更するのだから、と、名称変更を呼びかけるようなことは、現在の定款と異なる定款を前提にしてしまっている。これは、定款違反だろう。理事会が定款違反を犯すことは、理事会を守るためにもあってはならない。

いくら活動方針を出してもらっても、後の代議員会での定款変更の審議の結果無効になる可能性がある方針であれば、撤回されたらどうでしょうか？（フロアより拍手）また代議員は定款変更の審議の際に、選出母体の会員に広く耳を傾けた上で、今回の活動方針に縛られずに判断することが大切だと思う。それが民主的な手続きだ。名称、目的、構成員といった根幹的な定款変更を前提としてしまって、理事会の活動が先にすすんでしまうと、代議員の定款変更の審議を不当に拘束することになってしまうことを恐れます。

川畑副会長⇒理事会は方針を出していくのが職務。今後の議事進行方法については考えていきたい。

#### D 代議員より

運営方針の報告の仕方は、不十分だ。方針の根拠として奥村先生が話されたことは文章として、きちんと出していただきたい。

#### E 代議員より

公認心理師法案に関して尽力されたことは十分承知している。  
成立して、村瀬会長、奥村専務理事のこれからは大事といわれたのはわかるが  
附帯項目の中に臨床心理士の専門性に関して書かれている。  
この実現のために皆で団結してやっていくのはよくわかる。  
推進派の先生方とはとにかく国家資格があればよいという考え方。  
この附帯項目のために努力したのは、懸念派の人たちだった（認定協会、臨大協、一部の有志）。彼らの専門性に関する主張が、附帯項目に盛り込まれた。  
そのことが総括されていない。ここがすごく大事な点。そこを総括してほしい。  
臨床心理士会は、附帯決議に盛り込まれた専門性より、国家資格第一を考えてきたのでは？  
心理職、心理専門職という言葉にすでに臨床という言葉がないのはどうしてか。  
私の意見に賛同していただけるでしょうか？（拍手）

#### F 代議員より

公認心理師のカリキュラムは10月より厚労省で作成されることが決定と言う情報が入ってきた。大学院はどうなるか？それは、認証評価機関に任せると言われた。それは臨大協の問題となる？。野島先生がその会長に推挙されてらしいですね。

今回の法案成立によって、臨床心理士会がなくなることを足掛かりに、そして、臨床心理士そのものがなくなることです。

岐阜の先生が推進派と慎重派言われましたが、それは違う。良識派と非常識派です。臨床心理士会を土台に公認心理師会をつくるというのは、品性が悪い。

あたらしい公認心理師協会を私財をなげうっても作ってください。

これからも臨床心理士で生きていこうと思っている人たちが半数はいる。

臨床心理士で生きていこうと思っている人が安心して仕事していけるようにしてほしい。これまでも私たちは、あとから、あとから決まったことを飲み込めと言われてきた。

公認心理師成立おめでとうございます。関西で「おめでたい」というのは、よかったね、というのと、おめでたいやつやなという意味合いもある。(拍手)

### **G 代議員より**

署名活動したとき、少なくとも臨床という言葉を入れてほしいと署名したのにできた資格に臨床はついていない。どうしてこうなったのか？

教えていただければありがたい。

そして、今回臨床心理士会が公認心理師会になるという。

心理専門職でなく、心理臨床専門職と言う名称だったら、どうして具合悪いのか？

**奥村専務理事の回答** 公認心理師と言う名前になった理由は、皆がつかっている名称を使っただけの名前をそのまま使っただけと山下議員が言われたとおり。そして、国家資格を持たない臨床心理士を守るために、公認心理師会がはたらきかける団体は、公認心理師の名前になるということ。

### **B 代議員 発声**

それは専務理事あるいは常任理事会あるいは理事会の考えですね！

代議員会では一人一人の代議員がそれとは独立して判断して行くことが大切だと考えます。

### **H 代議員**

これから法律の運用についていろいろある。力関係の中で動いていく。

われわれの会が中心をになうことで、会員がまもられていく、そこに我々の力を反映させていく、という方針に基づいて、いずれそのように動いていくことに賛成。複数の団体をつくられてしまうと、政治的な力をそがれてしまうので、ひとつの団体で社会でやっていきたい。

### **I 代議員代理より**

臨床という言葉をはずすと、臨床心理士会、認定協会と切れることになる。  
それは、開業権を認められないから臨床心理士でいこうという人を切ることになる。  
専門職大学院も切っていく。臨床という名称は死守してほしい。

**奥村専務理事** 開業はできる。保険点数がとれないだけ。

### **J 代議員代理**

たとえば ST において国家資格を持つ人と持たない人が別の組織を持っているとは、聞かない。一緒にやっている。長野県では、臨床心理士はほとんど国家資格をとると聞いている。他の団体と一緒にやると、各団体代表 1 ずつになるが、臨床心理士会が中心になると、力を握りやすくなる。そのためにも、順当な運営指針である。

### **K 代議員より**

公認心理師成立ご尽力ありがとうございました。言えないことがたくさんあったとうかがっております。現実には、国家資格が出来たら、臨床心理士はなくなる可能性が十分。取らない人は、就職できない。その現実を見つめて、指導権をとれるように、どうぞやっていってください。

### **L 代議員より**

200 人の会員のわが県では、臨床心理士会を母胎に公認心理師会をつくっていく運営方針が順当と考えている。

## **臨床心理士会は公益法人申請とりやめる報告に対して**

### **M 理事より**

資格出来たから、担当官がいったので、申請しない、それでいいのか？  
附帯決議の問題は、臨床心理士会として方向づけていくべき  
執行部は付帯決議が出たことをどう位置付けて、どう反省するのか？  
それをせずに、方針だけだしていき、それもめちゃくちゃな方針ではないのか。  
申請するのに、お金も税理士さんに渡しましたね。これは無駄遣いだったのでは？

### **事務局長より**

支出は税理士のコンサルタント料金に+アルファ程度

### **N 理事より**

この委員会報告は、本来定期的な代議員会で報告されるべきこと。  
今日の代議員会は臨時ですよ。何故、定期代議員会が開かれないのですか？

### 津川議長より

定款に従って、開催しています。決算から3か月以内

## <各委員会の報告>⇒省略

### ○ 代議員より質問

臨床心理士会は試験認定機関をどう考えているのか？

認定協会と交渉はどうなっているのか？

学校心理士や臨床発達心理士、特別教育支援士とちがって

公認心理師と臨床心理士は汎用性資格

試験登録機関についてはどう考えているのか？

### 野島理事回答

推進連、3団体は心理研修センターを認定機関と考えている

認定協会との関係は、今年のはじめの4団体会談以降とだえている

何らかの形で4団体まとまる必要があると考えている

### P 代議員より

代議員会は何なのか？疑問に感じる。理事会と代議員の間に分裂がある

代議員は意見を言うだけ。理事会でどんな話がされているのか、わからない。

方針に明らかに問題があるという話がB代議員から出た。

しかし、その問題を持ち帰って、方針を変えてくれるのか？それともそのままか？

お金の使い方も、結果だけの報告。理事会の話し合いも、もっと公開してください。

### Q 理事より

公認心理師は開業できないといったのではない。

公認心理師は、医師の指示をうける。臨床心理士が、公認心理師をとると、医師の指示をうけるようになる。現在私のところには、医師のところに行かれなくなった患者さんが来ていて、命をながらえておられる。私が医師の指示を受けようになるのでは、その方は、私のところに来られなくなる。すると危険なことも起こるだろう。弁護士によれば、その場合には、医師の指示を受けていないことが問題になると言う。

私のような臨床心理士を守ってもらわないといけない。

#### **R 代議員より**

いろんな情報をたくさんありがとうございました。

国家資格ができたことは臨床心理学の大きな事件。村瀬先生の功績をたたえたい。

できたあと、どうするか？という問題が今生じている。

いままでの臨床心理士の活躍があって、できた資格。ですから具体化するときに、今までの臨床心理士が不利にならないようにしていただきたい。

第二に大学院はどうなるのか？大学院のカリキュラムの問題。大学院の死活問題となる。そこも考えていってほしい。

フロアより 議長、代議員会の追加の開催を請求します。代議員の請求権です。

フロアより 村瀬先生 聞いてください！

#### **村瀬会長あいさつ**